

教科書コンプライアンス専門委員会 内規

<目的>

関係法令、行政官庁の指導、教科書協会の定める「発行者行動規範」等の法令やルールを遵守し、大日本図書憲章及び行動規範に則り、企業倫理に則った透明性の高い公正な教科書制作及び宣伝活動（以下 教科書コンプライアンスという）を遂行することを目的として、当委員会を設置する。

<構成>

取締役会からの任命により、以下の委員で構成される。

- ① 委員長 編集局担当役員
- ② 委員 教育ソリューション事業局担当役員
- ③ 委員 教科書協会制度専門委員
- ④ 委員 管理局 管理部長
- ⑤ 委員 管理局 経理部長
- ⑥ 外部有識者
- ⑦ 顧問弁護士
- ⑧ 事務局・相談窓口 総務部長

<任期>

任期は、原則として（西暦奇数年の）5月より2年間とする。

<開催>

- ① 定例委員会を原則として奇数月に開催し、教科書コンプライアンスについての研修計画を策定しコンプライアンス委員会に提案する。
- ② コンプライアンス相談窓口より教科書コンプライアンス違反に関する報告や相談の申し出がなされたときに委員長の招集によって開催する。
- ③ そのほか、委員長または各委員からの招集によって開催する。

<役割>

- ① 教科書コンプライアンス違反に関する報告や相談案件の事実関係を調査し、コンプライアンス委員会に報告する。
- ② 教科書コンプライアンス違反行為に対する再発防止措置の検討を行う。
- ③ 教科書コンプライアンス意識の啓発および研修の計画を行う。
- ④ 報告書を毎年4月に作成し、コンプライアンス委員会に提出し、総務部にて保管する。
- ⑤ 相談窓口は総務部長とする。
- ⑥ 本委員会の構成員について、毎年4月に従業員へ周知する。

<プライバシーの保護>

報告者や相談者のプライバシーを保護し、不利益な扱いは行わない。

附 則 この内規は2023年5月1日より施行する。